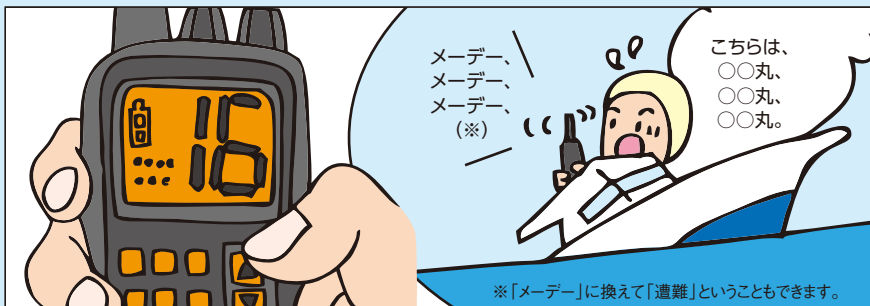




## ◆遭難時の運用について

遭難時には、無線電話(ch16)を使って付近の船舶局や海岸局に救助を求めます。また、DSC機能(ch70)により遭難警報を送ることができます。遭難時に慌てることのないよう、送信・受信の操作について理解しておきましょう。

### ●無線電話による遭難通信(無線局運用規則第76・77条)



※「メーデー」に換えて「遭難」ということもできます。

ch16で遭難呼出しを行います。

### ●DSCによる遭難警報の送信(無線局運用規則第75条)



①DISTRESSボタンを長押しします。



②DSCが遭難警報を發します。



続けてch16で遭難通報を送ります。

### ●間違えたときは

※万が一間違えて遭難警報を送信した場合は、DSCの送信を解除してから取消の通報を行ってください。

また、海上保安庁が発動すること考えられますので、念のため、最寄りの海上保安庁に電話連絡するか、または所属海岸局等から連絡してもらうよう依頼しましょう。

最寄りの海上保安庁などの連絡先は、販売店、所属マリーナなどにご確認ください。

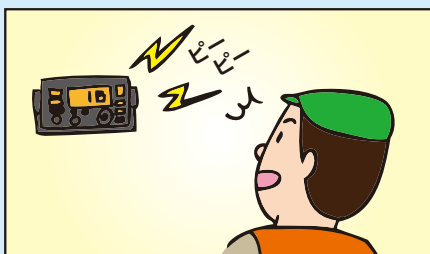


①DSCを停止してください。



②取消しの通報をしてください。

### ●遭難警報を受信したとき(無線局運用規則第81条の5)

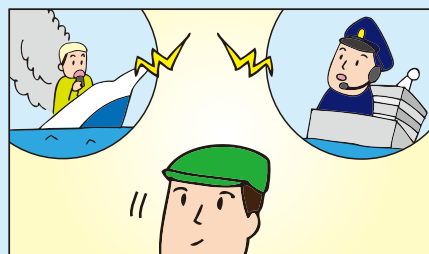


DSCによる受信

①アラームが鳴ります。

無線電話による受信

①遭難呼出しが流れます。



②ch16を聴守。周りの状況を確認します。



③海岸局が応えられないときや、明らかに遭難船の近くにいるときなどは遭難に対して応答し、海岸局に通報するかまたは海上保安庁に118番通報してください。

### 【運用上の注意】

- 機種によって操作が異なることがあります。使用する前にこれらの操作方法についてご確認ください。
- 遭難通信を妨害したときは1年以上の有期懲役に、虚偽の遭難通信を行った場合は3ヶ月以上10年以下の懲役に処されることがあります(電波法第105、106条)。